

第10号議案

公立大学法人神戸市看護大学に係る定款の一部変更，徴収料金の上限の認可及び中期目標の策定の件

次のとおり，公立大学法人神戸市看護大学定款の一部を変更し，公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限の認可を行い，及び公立大学法人神戸市看護大学中期目標を定める。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第1 公立大学法人神戸市看護大学定款の一部を次のように変更する。

別表第1号の表中「78,147.62」を「78,148.91」に改める。

別表第2号の表守衛室・管理室の項中「9」を「10.00」に改め、別表第2号の表中

「

自転車置場	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板平家建て	44
-------	---------------------	--------------------	----

を

」

「

自転車置場 (東)	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板平家建て	44.10
自転車置場 (西)	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板平家建て	41.62

に

」

改める。

附 則

変更後の定款は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

第2 公立大学法人神戸市看護大学が徴収する料金の上限を次のように定めることについて、公立大学法人神戸市看護大学が成立した場合には、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により認可する。

1 授業料，入学選抜料及び入学金

種別		学部等の別		看護学部	大学院	備考
		看護学部	大学院			
授業料	学生			642,960円	642,960円	年額とする。
	科目等履修生及び特別聴講学生			321,480円	321,480円	1学期分とする。
	研究生（外国人研究生を除く。以下この表において同じ。）			—	35,640円	月額とする。
	外国人研究生			—	9,840円	月額とする。
入学選抜料	学生			20,400円	31,200円	
	科目等履修生及び特別聴講学生			9,600円	11,760円	
	研究生			—	11,760円	
入学金	学生	神戸市民等		338,400円	356,400円	「神戸市民等」とは、入学の日の1年前から引き続き神戸市に住所を有する者又はその配偶者若しくは2親等内の親族をいう。
		その他の者		507,600円	507,600円	
	科目等履修生及び特別聴講学生	神戸市民等		33,840円	35,640円	
		その他の者		50,760円	50,760円	

研究生	—	101,520円
-----	---	----------

2 手数料

- (1) 修学又は学業成績に関する証明 1件につき 300円
- (2) 文書の受理に関する証明 1件につき 300円
- (3) 前2号に定めのない事項の証明 1件につき 300円

第3 公立大学法人神戸市看護大学の中期目標を次のように定める。

公立大学法人神戸市看護大学中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成

1 学部教育

2 大学院教育

3 学生への支援

第3 学術研究，地域貢献活動，国際交流の推進等による，大学ブランドの確立

1 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う，学術研究の推進

2 市民との連携・交流による，地域の保健医療への貢献の推進

3 グローバルな視点を培う，国際交流の推進

第4 業務運営及び財務内容の改善

1 効率的で機動的な組織運営体制を構築し，地域の発展に貢献する大学へ

2 優れた教職員を確保・育成し，特性を生かす，人事・組織制度の構築

3 自立した看護基礎教育に必要な施設，設備など，教育環境の整備・充実

4 自己点検・評価による質の改善，情報公開による透明性の確保

5 心身の健康と安全の確保，危機管理体制の整備，ハラスメント行為の防止

6 多様な自己収入の確保・充実と経費の適正化

附則

「新たな社会的ニーズに対応する人材育成と教育研究の拠点づくり」

神戸市看護大学は、「いのちの大切さ」を改めて学んだ阪神・淡路大震災の翌年の1996年4月に神戸市の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職者の育

成を使命として開学し、以後23年間にわたり、高い倫理観を備え、実践力のある看護職者や教育研究者、看護管理者を輩出してきた。

現在、少子高齢社会の急速な進展、医療と介護の連携による地域包括ケアの推進、在宅医療需要の増加、医療技術の高度化、さらに18歳人口の減少による大学間競争の激化など、保健・医療・福祉を取り巻く状況や大学をめぐる環境は、大きく、しかも急速に変化している。2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、そして2042年には高齢者人口がピークを迎え、認知症等の高齢者の増加が予測される中で、変革の時となるこれからの時代、看護大学には多様化・複雑化する社会のニーズに対応しうる看護人材の育成と、それを実現するための質の高い教育研究の実施が求められている。

また、阪神・淡路大震災からの創造的復興事業として、構想開始から20年を迎える神戸医療産業都市の取組みにおいても、市民の健康・福祉の向上を目指し、役割を果たしていく必要がある。

公立大学法人神戸市看護大学は、保健・医療・福祉の教育研究拠点として、豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材の育成のみならず、質の高い教育研究活動に取り組み、人的資源や教育研究成果を絶えず市民に還元するとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開することを通じて、学術の発展と市民の健康と生活の質の向上に寄与する。

以上を新たな使命として実践し、果たしていくため、ここに公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）の中期目標を策定する。

第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2025年3月31日

中期目標の期間内であっても、社会状況、時代の要請を踏まえた中期目標の検証を行う。

第2 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成

1 入学者選抜及び学部教育

多様化・複雑化する社会のニーズに対応しうる学生の確保に努めるとともに、専門教育と教養教育の連携により、広い視野と豊かな感性、科学的な思考を身につけ、人間の存在や経験の意味を洞察する能力、生命の尊厳

と人権を尊重する倫理的態度，異文化や様々な価値観を理解・尊重し，能動的に他者との関係を築くことができる能力及び主体的に学ぶ力を育成する。

また，神戸市民病院群等との連携のもと，地域包括ケアシステム及び急性期医療から在宅医療，高度・専門医療等に対応した幅広い教育を行うことにより，個別性のある看護を実践するとともに，患者・利用者の意思を尊重して，保健・医療・福祉従事者等と連携・協働できる能力を育成する。

2 大学院教育

博士前期課程では，高度な専門知識や技術，倫理観等の修得を可能とするカリキュラムを編成し，医療現場や地域社会における諸課題に対して実践的に解決する能力を育成する。

博士後期課程では，看護学の理論的基盤構築や看護実践の質向上を目指した研究を自立して行うことができる能力を育成する。

また，国際的視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる研究を推進し，専門性の高い看護実践を行うことができる能力を有する専門看護師などの看護専門職者，看護管理者，教育者，研究者を育成する。

3 学生への支援

学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え，学修面，生活面，健康面，経済面等の支援を充実・強化する。

また，学生が主体的に進路を決定し，キャリア形成を行えるよう就職支援の体制の充実を図るとともに，市内就職を促進していく。さらに，卒業生及び修了生に対しても，生涯にわたりキャリア支援を行う。

第3 学術研究，地域貢献活動，国際交流の推進等による，大学ブランドの確立

学術研究の成果，地域の保健医療への貢献，国際交流の推進，神戸市民病院群等での実習教育などを大学ブランドとして確立するとともに，神戸市看護大学の強みとして効果的に情報発信していく。

1 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う，学術研究の推進

看護学をはじめとする各学問分野の発展に寄与する研究に取り組むとと

もに、地域社会における保健・医療・福祉分野のさまざまな課題解決に資する研究に取り組み、国内外に向けて研究成果を発信し、各分野の学術的發展に貢献する。

また、神戸市の高等教育機関として、産官学連携の強化を図り、神戸市の抱える様々な政策課題に対して、調査・研究や情報発信、政策提言等により、神戸医療産業都市の成果を踏まえながら、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指す健康創造都市戦略の一翼を担い、市や神戸市民病院群と連携して保健・医療・福祉施策の充実に寄与する。

このため、社会の急激な変化に対応できるよう、更なる外部資金獲得及び将来の大学院の重点化を見据えた人材の確保を目指して、研究環境及び研究組織を充実させるための制度やその支援体制構築を推進する。

2 市民との連携・交流による、地域の保健医療への貢献の推進

保健・医療・福祉に関する地域課題の解決に向けて、神戸医療産業都市進出企業をはじめとする企業、市民、市内の大学、神戸市民病院群をはじめとする医療機関、福祉施設等と連携した教育研究活動、地域貢献活動を推進するとともに、その成果を積極的に市民へ還元する。

市民に信頼され、貢献できる大学として、COC事業（地（知）の拠点整備事業）等の成果を生かしながら、公開講座等の実施、大学施設の開放等を行うことにより、市民の生涯学習に寄与するとともに、市民との交流を促進する。

また、地域に看護人材を供給するために、看護職者の就業継続支援や復職支援、新たな学びのニーズに対応したリカレント教育を充実させ、看護職者の生涯学習の拠点としての役割を果たす。

3 グローバルな視点を培う、国際交流の推進

神戸市外国語大学をはじめとする市内大学と連携し、国際都市神戸にある大学として、外国人教員の確保や、海外からの留学生の受入れを推進するとともに、国際化が進む保健・医療・福祉分野において、医療介護分野等で働く外国人のキャリア開発を支援する。また、多様な価値観や文化的背景、生活習慣等に配慮できる国際的な感覚を有した人材が求められてい

ることから、異文化への理解やグローバルな視点と感覚を培うため、海外研修による異文化体験や地域で暮らす在日外国人との交流、外国の大学との国際交流を推進する。

第4 業務運営及び財務内容の改善

- 1 効率的で機動的な組織運営体制を構築し、地域の発展に貢献する大学へ理事長及び学長のリーダーシップの下に、時代の変化や新たな社会的ニーズに対応できるよう、効率的で機動的な組織運営体制を構築するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、開かれた大学運営を推進する。

また、少子高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化に対応し、地域における保健・医療・福祉の発展に貢献できる大学として役割を果たしていけるよう、教育研究組織の拡充等の不断の見直しを行う。

- 2 優れた教職員を確保・育成し、特性を生かす、人事・組織制度の構築
教育・研究等の質の向上及び法人の円滑な運営を図るため、多様な人材の確保と教職員の能力向上に取り組むとともに、神戸研究学園都市の立地を生かしながら、近隣大学との単位互換制度など教育連携を進めるとともに、専門性に応じて客員教授など外部人材の活用を図り、効率的かつ合理的な大学運営を行う。

また、教職員の職務の特性に見合った柔軟で弾力的な人事制度を構築するとともに、教職員の意欲向上や教育研究の質向上を図るため、適切な人事評価システムを構築する。

- 3 自立した看護基礎教育に必要な施設、設備など、教育環境の整備・充実
良好な教育研究環境を確保するため、中長期的な展望に立ち、計画的に施設・設備の整備を行う。

また、学生のアクティブラーニングを支援し効果的な教育を実施するため、シミュレーション教育やICTの活用により、地域包括ケアシステム、急性期医療から在宅医療、高度・専門医療等を支える自立した看護職者の基礎教育に必要な教育環境を整える。

- 4 自己点検・評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

(1) 自己点検・評価及び外部評価

教育・研究等の質を向上し，大学の教育理念・教育目標を達成するため，教育研究活動及び業務運営等に関する，毎年の自己点検・評価及び評価委員会や認証評価機関による外部評価（大学機関別認証評価・分野別評価）の結果を公表し，教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

(2) 情報公開及び情報管理

法人運営の透明性を確保し，説明責任を果たすため，教育研究活動及び大学の運営状況等について積極的に情報を公開する。

また，法人や大学が取り扱う情報資産及び個人情報の保護・管理を適正に行う。

5 心身の健康と安全の確保，危機管理体制の整備，ハラスメント行為の防止

学生及び教職員の心身の健康を確保するとともに，事故，犯罪，災害等の発生を未然に防止することに努め，安全対策に万全を期す。また，事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう危機管理体制を整備する。

さらに，教職員及び学生の人権意識の向上を図り，各種ハラスメント行為の発生の未然防止を図る。

6 多様な自己収入の確保・充実と経費の適正化

科学研究費補助金等の競争的資金や共同研究・受託研究資金及び寄附金等の外部資金の獲得に積極的に取り組む。

また，大学経営の観点や社会情勢も勘案しつつ，市内の受験生を優遇する方策や，学生の市内就職を促進する方策について検討するとともに，公開講座受講料等の受益者負担については，適正な収入を確保するほか，大学施設の外部貸付けや地域への開放等により多様な収入の確保に取り組む。

さらに，教育・研究等の水準の維持・向上に配慮しつつ，教職員のコスト意識を高めるとともに，ICT技術や外部委託の活用などにより業務改善を継続的に行い，経費の適正化に努める。

附 則

この中期目標は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

理 由

定款の変更については地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、料金の上限の認可については同法第23条第2項の規定により、中期目標の策定については同法第25条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

公立大学法人神戸市看護大学定款 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第27条関係)

(1) 土地

地番	地目	地積 (平方メートル)
略	略	<u>78,147.62</u>

		<u>78,148.91</u>

(2) 建物

名称	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
略	略	略	略
守衛室・管理室	略	略	<u>9</u>
自転車置場	略	略	<u>44</u>
略	略	略	略

			<u>10.00</u>
自転車置場 (東)			<u>44.10</u>
自転車置場 (西)	神戸市 西区学 園西町 3丁目 4番地	鉄骨造 亜鉛メ ッキ鋼 板平家 建て	<u>41.62</u>

(参考 2)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 資本金、出資及び資産に関する事項

(10), (11) 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3, 4 略

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。